

## 吹田市市民部市民課会計年度任用職員（事務補助）募集要項

### 1 募集職種

事務補助

### 2 主な勤務内容

市民課での窓口・電話対応、文書作成、経理事務等の一般的な業務

### 3 採用予定人数

数名

### 4 受験資格

特に資格・免許は必要ありませんが、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 勤務条件

（1）（2）いずれかでの採用となります。

|      |                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任用期間 | 任用日から令和7年11月30日（日）まで                                                                                               |
| 勤務日  | （1）月曜日～金曜日<br>土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みです。<br>（2）月曜日～土曜日のうち所属長が指定した日<br>日曜日、国民の祝日（土曜の場合は除く）に関する法律に規定する休日は休みです。 |
| 勤務時間 | （1）1日7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分）<br>（2）所属長が指定した時間<br>公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。               |

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 勤務場所 | 市民課                                                     |
| 給与   | (1) 日額 10,459 円 (地域手当等を含む)<br>(2) 時給 1,349 円 (地域手当等を含む) |
| 諸手当等 | 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当等が支給されます。                 |
| 休暇   | 年次休暇、特別休暇等 (勤務日数及び任用期間に応じて付与)                           |
| 社会保険 | 共済組合、厚生年金、雇用保険等 (勤務日数及び任用期間に応じて加入)                      |
| 服務   | 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。                            |
| その他  | 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。      |

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募手続

- (1) 申込み先 吹田市市民部市民課  
電話：06-6384-1233 (直通)  
吹田市泉町1-3-40 (吹田市役所) 中層棟1階
- (2) 選考方法 書類選考及び面接
- (3) 手続方法 3か月以内に撮影した写真(正面向き、本人と確認できるもの)を貼付した履歴書を直接持参か郵送で上記申込み先に提出してください。後日面接の日程をお知らせします。
- (4) 結果通知 電話で通知します。

※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。

※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※4 選考に関する書類は返却しません。